

公益社団法人日本カーリング協会 競技者規程

（目的）

第1条 公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という）は、日本体育協会スポーツ憲章に準拠し、カーリング競技の健全な普及・発展を図り、円滑な競技活動を推進する目的をもって、ここに本協会に競技者登録する会員（以下「競技者」という）に対する競技者規定（以下「本規定」という）を制定する。

（競技者の定義）

第2条 本規定の競技者とは、カーリングを愛好し本協会へ競技者登録した者をいう。

（競技者の出場できる競技会の範囲）

第3条 競技者は、本協会の正会員を経由して、本協会に競技者登録することにより、本協会、本協会正会員、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という）、世界カーリング連盟（以下「WCF」という）が主催または公認した競技会に出場できる。

（競技者の心得）

第4条 競技者は、カーリング精神に則りルールとマナーを尊び、カーリングの発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

2 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重しなければならない。

3 競技者は、ドーピング防止に関する規定を遵守しなければならない。

（届出を要する事項）

第5条 競技者は、次に掲げる行為を行う場合、事前に競技者が所属する本協会正会員へ届出をしなければならない。競技者から届出を受けた本協会正会員は、その旨を本協会へ届出をしなければならない。

- (1) カーリングに関するニュース報道以外の取材を受ける場合
- (2) 広告媒体（テレビ番組、CM、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ、DVD等）に競技者の肖像等を使用させる場合又はこれに出演する場合
- (3) 商品、サービスの販売促進及び商業的活動に肖像等を使用させる場合
- (4) 本協会及び本協会正会員以外の者が主催する教室や講習会、講演会等に講師として参加する場合
- (5) 商業目的の放送、映画、演劇、雑誌・新聞等の座談会、テレビ解説その他これに準ずるものに出演する場合
- (6) カーリング及びカーリング以外の競技会等で、賞金又は出場報酬付きの競技会に参加する場合

（承認を要する事項）

第6条 競技者が、第5条に掲げられた行為を行うことにより、一人当たり30万円以上の賞金、謝金、出演料等の収入（以下「収入」という）を受けるとする案件については、第5条の届出に加えて、事前に本協会の承認を得なければならない。また、30万円未満の収入を受けるとする案件に関しては、

第5条による届出で足りるものとする。

2 やむを得ず第1項で定める事前承認の申請及び事前届出が行えない特別な事情があったと本協会理事会が認めた場合に限り、事後の承認申請又は届出をすることができる。

3 財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）と契約を締結した競技者は、その契約の合意事項の遵守を第一義とし、第5条に示す商行為をする際は、事前にJOC及び本協会の承認を得なければならない。

（代理）

第7条 第5条の事前の承認申請又は届出については、競技者の所属するチーム（監督及びコーチを含む）が、これを代行することができる。

（競技者の禁止事項）

第8条 競技者は、次に掲げる行為等をしてはならない。

- (1) 競技者自らが、カーリングで得た名声や、自身の肖像、競技実績等を本協会又はJOCの承認を得ることなしに、商業行為へ使用すること。但し、競技者が所属する企業1社（又は団体1団体）のために行う適切な商業宣伝についてはこの限りでない。
- (2) プロとして活動すること、又はプロ契約をすること。但し、JOCが認めた専任コーチはこの限りではない。
- (3) 本協会及びWCFが出場を認めていない競技会に参加すること。
- (4) 競技に際して、ドーピング又は暴力行為などにより、カーリング精神に明らかに違反すること。
- (5) その他、競技者としてカーリングの品位を著しく汚す行為を行うか、本協会及び本協会正会員の名誉を著しく傷つけること。
- (6) 反社会的勢力や団体と関係を有すること。

（違反者への処分）

第9条 競技者が、第4条から第6条及び第8条までの規定に違反した場合、本協会は理事会の決定により、その違反の程度に応じ、次のような処分を行う。

- (1) 競技者登録の永久停止
- (2) 期間を定めた競技者登録停止
- (3) 競技会への出場禁止
- (4) 始末書の提出

2 処分への不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（収入の取扱い）

第10条 競技者は、別に定める細則に従って収入を得ることができる。

（付則）

(1) 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(2)平成 22 年 7 月 日制定、同日施行

(3)平成 28 年 6 月 18 日改定、同日施行